

本格的な冬の到来で、インフルエンザなどが流行する時期になってきました。室内の換気や加湿といった衛生管理をしっかり行うようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	元日
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	小寒
6	月	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（11月分） ●所得税の還付申告の受付開始（令和6年分）
7	火	先勝	
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（12月分）
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	成人の日
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納期限（前年7～12月分）
21	火	先負	
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	先勝	
30	木	友引	
31	金	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告） ●個人の県民税・市町村民税等の納期限（普通徴収、第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署への法定調書の提出期限 ●市区町村への給与支払報告書の提出期限 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収期限 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付